

第4回自治基本条例をつくる会を開催しました

- ✳ 5/31(月)に、新年度になり初めての「創る会」を開催しました。新たな委員も加わり、今年度中の上程を目指して、検討を続けています。
- ✳ 今回は、「市民の定義、市民の権利、市民の役割」についてグループに分かれて話し合いを行いました。
- ✳ 当日資料及び参加者の意見のまとめは、2ページ以降をご覧ください。



新しく3名の委員が加わりました。
(委嘱状交付の様子)



新会長の挨拶



グループごとに意見交換
をしました

次第

| | |
|-------|------|
| 開会 | 情報提供 |
| 委嘱状交付 | 意見交換 |
| 会長選出 | まとめ |
| 会長挨拶 | 市長挨拶 |
| 趣旨説明 | 閉会 |

市民の定義

市民って、誰だろう・・・？

牧之原市自治基本条例の現時点での、“案”は、以下のとおりです。でも、いったい“市民”って、誰を言うのでしょうか？ 市民の定義について考えてみましょう！

（定義）

「市民」とは、市内に住所を持っている人、市内に住んでいる人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内において事業活動又は公益的な活動を行う人と法人その他の団体をいいます。

【解説】

「市民」とは、狭義の住民だけでなく、市内に住所(住民届のある人)を持っている人、市内に住んでいる人(住民票のない人)、市内で働く人(市外から通勤する人)、市内で学ぶ人(市外から牧之原市内の学校に通学する人)、市内において事業活動又は公益的な活動を行う人と法人その他の団体を含むものとして、多くの人材がまちづくりに参加をできるような市政運営を求めて行きます。



条例では、市民の権利と責務を入れました。市民には、まちづくりにおける主体的・積極的な関わりだけでなく、市民の権利を保障する必要があります。また、市民の役割（責務）は、まちづくりの主体であることを認識・自覚 まちづくりの主体として行動・努力すべきこともポイント

まちづくりの主体として考えてみましょう！

（市民の権利）

第6条 市民は、まちづくりの主体者としてまちづくりに関する政策の形成・執行・評価など市政に参加する権利を有します。

2 市民は、まちづくりについて、市の保有する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。

（市民の責務）

第7条 市民は、まちづくりの主体者であることを認識し、まちづくりに参加するに当たっては、公共の福祉に反することなく、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

2 市民は、まちづくりに要する負担を自主的に分任しなければなりません。

【解説】

市民は、まちづくりの主体であり、より良いまちを目指して自発的にまちづくりを行うことができます。この権利は、不当に侵害されてはなりません。

また、市民は、まちづくりに参加する権利を有します。政策の形成過程や提案を行うことができます。この権利は、性別あるいは障害の有無などによって制約を受けるものではありません。

まちづくりについて、市民が自ら考え行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が市民に提供されなければなりません。情報を提供することは、住民自治の推進という観点から重要で、情報の入手や共有なくしては、市民の参画もありえません。また、情報を受け取るだけでなく、市民自らも積極的に情報を取得する権利も重要です。



市民の権利って何だろう？

行政サービスを等しく受ける権利、参加の権利、情報を知る権利、学ぶ権利、などなど・・・。

他の市町の条例を見ながら

考えてみましょう！

市民の役割（責務）とは？

認識・自覚すべきこと・・・

まちづくりの主体であること、個々の立場や価値観の違いを理解し、互いに尊重すること、総合的視点、自らの発言と行動に責任を持つ、自治の重要性を認識する、市民全体の公共の福祉、次世代への責務、市の将来に配慮など

行動・努力すべきこと・・・

主体的・積極的にまちづくりに取り組む、自ら有する技術、能力をまちづくりに還元する、自治の実践を積み重ねながら、自治を守り、その拡充に努める、豊かな人間関係の育成に努める、市民間の尊重、交流・連携など



| 討議用資料（H22.5.12 現在） | 素案たたき台 |
|--|---|
| <p>（定義）</p> <p>第2条 本条例で使う言葉の意味は、以下のとおりとします。</p> <p>（1） 「市民」とは、市内に住所を持っている人、市内に住んでいる人、市内で働く人、市内で学ぶ人、<u>市内に事業所を有する人と法人その他の団体、市内で活動する人と法人その他の団体をいいます。</u></p> <p>【解説等】</p> <p>この項目では、全体を通して使われている言葉のうち「市民」「市の執行機関等」「参加」「協働」について、定義します。</p> <p>（1） 市民</p> <p>「市民」とは、狭義の住民だけではなく、市内に住所（住民届のある人）を持っている人、市内に住んでいる人（住民届のない人）、市内で働く人（市外から通勤する人）、市内で学ぶ人（市外から牧之原市内の学校に通学する人）、<u>市内に事業所を有する人と法人その他の団体、市内で活動する人と法人その他の団体を含むものとして、多くの人材がまちづくりに参加をできるような市政運営を求めて行きます。</u></p> | <p>（定義）</p> <p>第2条 本条例で使う言葉の意味は、以下のとおりとします。</p> <p>（1） 「市民」とは、市内に住所を持っている人、市内に住んでいる人、市内で働く人、市内で学ぶ人、<u>市内において事業活動又は公益的な活動を行う人と法人その他の団体</u>をいいます。</p> <p>「市内に事業所を有する」と「市内で活動する」の文言を包括した。</p> <p>【解説等】</p> <p>この項目では、全体を通して使われている言葉のうち「市民」「市の執行機関等」「参加」「協働」について、定義します。</p> <p>（1） 市民</p> <p>「市民」とは、狭義の住民だけではなく、市内に住所（住民届のある人）を持っている人、市内に住んでいる人（住民届のない人）、市内で働く人（市外から通勤する人）、市内で学ぶ人（市外から牧之原市内の学校に通学する人）、<u>市内において事業活動又は公益的な活動を行う人と法人その他の団体を含むものとして、多くの人材がまちづくりに参加をできるような市政運営を求めて行きます。</u></p> |

討議用資料（H22.5.12 現在）

素案たたき台

【ポイント】

- ・ 市内に住んでいるが住民届のない（＝税負担のない）人を市民に含めるかどうか？（権利と義務・負担と受益の観点から）
- ・ ただし、市外から通勤・通学する人も、同様に税負担はしていない。
- ・ 「市内に住んでいる」の具体的な定義は、難しい。「住む」とは？ 住民基本台帳法との整合性は。
- ・ 「公益的な活動」に修正した理由 事業活動以外の諸活動については、反社会的な団体や、犯罪団体等を排除するため、公益的な活動に限定する。
- ・ （参考）新潟市では、「市民」の定義を住民のほかに市内で働き学ぶ人や市内で活動する団体にまで広げたことに、市議会保守会系会派が「税金を納めていない者や団体が、市政の重要施策に無責任に参加することが可能となる」「特定団体が市政参画を主張し、混乱を招く恐れがある」と反発し、2度にわたり継続審議となった。市では、住民とそうでない方の規定を分けて、それぞれを規定することにより、その違いを少しでも明確にするため、表現を下記のとおり修正して議決された。

| 新潟市・現行の条例案 | 新潟市・訂正案の考え方 |
|---|---|
| <p>(1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体をいいます。</p> | <p>(1) 市民 次に掲げるものをいいます。 ア 市内に住所を有する者 イ 市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体</p> |

| <p style="text-align: center;">討議用資料（H22.5.12 現在）</p> | <p style="text-align: center;">素案たたき台</p> |
|---|--|
| <p>（市民の権利）</p> <p>第6条 市民は、まちづくりの主体者としてまちづくりに関する政策の形成・執行・評価など市政に参加する権利を有します。</p> <p>2 市民は、まちづくりに<u>関する</u>情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。</p> <p>【解説等】</p> <p>市民は、まちづくりの主体であり、より良いまちを目指して自発的にまちづくり活動を行うことができます。この権利は、不当に侵害されてはなりません。</p> <p>また、市民は、まちづくりに参加する権利を有します。政策の形成過程や執行、評価の各段階において、さまざまな方法で市政に対する自らの意見の表明や提案を行うことができます。この権利は、性別あるいは障害の有無などによって制約を受けるものではありません。</p> <p>まちづくりについて、市民が自ら考え行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が市民に提供されなければなりません。</p> <p>情報を提供することは、住民自治の推進という観点から重要で、情報の入手や共有をなくしては、市民の参画もありません。また、情報を受け取るだけでなく、市民自らも積極的に情報を取得する権利も重要です。</p> | <p>（市民の権利）</p> <p>第6条 市民は、まちづくりの主体者としてまちづくりに関する政策の形成・執行・評価など市政に参加する権利を有します。</p> <p>2 市民は、まちづくりについて、<u>市の保有する</u>情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。</p> <p>【解説等】</p> <p>市民は、まちづくりの主体であり、より良いまちを目指して自発的にまちづくり活動を行うことができます。この権利は、不当に侵害されてはなりません。</p> <p>また、市民は、まちづくりに参加する権利を有します。政策の形成過程や執行、評価の各段階において、さまざまな方法で市政に対する自らの意見の表明や提案を行うことができます。この権利は、性別あるいは障害の有無などによって制約を受けるものではありません。</p> <p>まちづくりについて、市民が自ら考え行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が市民に提供されなければなりません。</p> <p>情報を提供することは、住民自治の推進という観点から重要で、情報の入手や共有をなくしては、市民の参画もありません。また、情報を受け取るだけでなく、市民自らも積極的に情報を取得する権利も重要です。</p> |

討議用資料（H22.5.12 現在）

素案たたき台

【ポイント】

- ・ 「まちづくりに関する」を「まちづくりについて、市の保有する」という文言に変えることで、「～に関する」という文言から連想される曖昧さをなくした。
- ・ 【まちづくり】とは、心豊かで快適に暮らせる生活環境と、安心して活動できる安全な地域社会を創るために行うすべての公共的な活動をいいます。
- ・ 「市の保有する」といった場合の【市】とは、市長(公営企業管理を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいいます。（牧之原市情報公開条例の定義と同じです）

【参考：先進事例】妙高市自治基本条例より

（市民の権利）

第6条 市民は、自治の主体であり、市の政策立案、実施及び評価（以下「政策立案等」という。）の過程に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。

2 市民は、各々の人権が尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

【解説】

住民自治を一層推進するために市民の権利を定めています。第1項は市民が市の執行機関（以下「執行機関」という。）の活動に参加できる権利を定めていますし、情報を知る権利は市民参加の前提になります。第2項は憲法に定める基本的人権の尊重と、第4条第2項の自治の基本理念で定めた「住んで良かったと実感できる自治」のために必要な、快適な環境において安全で安心な生活を営むことができるという、市民が基本的に有する権利を定めています。

| <p>討議用資料（H22.5.12 現在）</p> | <p>素案たたき台</p> |
|--|--|
| <p>（市民の責務） 第7条 市民は、まちづくりの主体者であり、自主的にまちづくりに参加し、その推進に努めなければなりません。</p> | <p>（市民の責務） 第7条 市民は、まちづくりの主体者であることを認識し、まちづくりに参加するに当たっては、<u>公共の福祉に反することなく、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。</u> 2 <u>市民は、まちづくりに要する負担を自主的に分任しなければなりません。</u> 第2項は、静岡市の条文を引用・追加した。解説は、次のとおり。 【第2項の解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりに伴う経済的な負担や役務の提供などについて、まちづくりの主体である市民が、自主的に各自の状況に応じた負担を負う義務があることを規定しています。 ・ 負担が一部の市民だけにかかってしまうのでは、結果を市民の誰もが享受し共有する以上、望ましいことではありません。そこで、それぞれの市民が、できる範囲で負担を分かち合うことが必要なのです。 ・ 「負担」とは、地方税、分担金、使用料、手数料、受益者負担金など、法令や条例に基づくもののみならず、地域の草刈りやあいさつ運動や防災活動に参加したり、ゴミの分別作業に協力したりするなどの役務の提供も含まれます。 ・ 「分任」とは、等しく分けるという意味ではなく、まちづくりの主体と期待される市民の役割として、各自の状況に応じた負担を自主的にしていただくという意味です。 |

【ポイント】

- ・ 市民にどこまでの役割（責務）を求めてよいのか？
- ・ 「市民のまちづくりへの参加」は、【権利】なのか？【責務】なのか？（現在は、権利と責務の両方に記載がある）
- ・ 上記を踏まえ、「参加」は市民の【権利】であり、市民の【責務】としては「参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つこと」と、「まちづくりに要する負担を自主的に分任すること」の2つとした。

【参考：先進事例】妙高市自治基本条例より

（市民の責務）

第7条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。

2 市民は、市の政策立案等の過程に参加するにあたっては、自らの行動及び発言に責任を持たなければならない。

3 市民は、自らの活動が自治を育てるということを認識し、互いに認め合いながら協働で自治の推進に努めなければならない。

【解説】

第6条と対になる規定です。まず、市民が自治の担い手であることの自覚を持たずして自治の推進はありえないことを基本としています。また、執行機関の活動に市民が参加するにあたっては、自らの行動や発言に責任を持たなければならないことを定めるとともに、執行機関以外の活動についても自治を育てることを認識と、相互の協力が必要であることを定めています。

5/31 「創る会」意見交換での意見の抜粋

| | |
|-------|--|
| 市民の定義 | 現在の定義でよし。 |
| | 牧之原市に関わっている人 |
| | 外国人をどう位置づけ、自覚してもらうか |
| | 市民=住所をもって、住んでいる人でよい。勤めている人は、住んでいるところが市民である。例えば安全を守るコストがかかる |
| | 市民 納税者とか家族 |
| | アパートの住民や学生・外国人は市民としてつきあえるか？ むずかしい。負担(金銭的)が必要。説得が必要 |
| | 「来るものこぼまず」は賛成。精神論としてはOK。責務がついてくる。責務を求めることができるか？具体的になったとき、むずかしい。 |
| | 漠然としか考えていなかったが…。住所・税金を納めているのが市民である、と思っていた。 |
| | 基本条例での「市民」では外(市外)から来ている人も入れるべきだと思う。 |
| | 他町の人でもボランティアで参加している人がいるが、とても貴重な意見や行動をしてくれている 牧之原市に役立つ形でかかわっている人が「市民」 子供も含めた役に立つ事をしてくれる人や団体 |

| | |
|-------|----------------------------------|
| 市民の権利 | 説明・解説がもっと欲しい！！ |
| | 市民一人ひとりがまちづくりに参加する意識(自覚)が重要。 |
| | ゴミ収集 ルールを守る でも守らない人がいる。どうしたら… |
| | 自覚・モラルが重要 教育の力も大きい。 |
| | 情報提供等、どこまで権利を認めるか |
| | 外国人に権利を与えた時、責務を果たせるか？疑問。 |
| | ホームページ等から情報を得られて、市外から新たな情報をもらえる。 |

| | |
|-------|---|
| 市民の役割 | 説明・解説がもっと欲しい！！ |
| | 基本条例なので細かいことは書かなくてよいが、理想を掲げてみんなが納得できる表現にすること。(責務) |
| | 責務…「お金」に関する責務と、「主体」となるべき責務の、2つの責務がある。一緒にやるとうまくいくものもある。市と市民。その他一緒にやる人。 ・市民の責務について。「素案たたき台」は大変良いと思う。「分任」という言葉は素晴らしい。 |

委員の皆様からたくさんの意見をいただきましたが、今回掲載するのは、条例内容に直接関わりがある意見とさせていただきます。
また、重複している意見や書いた方の意図が明確に示せないものについては掲載しておりませんのでご了承ください。